

広島県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成三十年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市駅前九四六番三地先から 廿日市市廿日市二丁目四八六番七地先まで	旧	三・八〇〇七 ・八〇	四四四・三〇	
廿日市市駅前九三三番一地先から 廿日市市天神二六〇番八地先まで	新	一三・二〇〇 三・五〇	四三四・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四三〇・〇〇 メートル